

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和元年9月13日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 上越ショッピングセンター
所在地 上越市富岡3457番地
設置者 協同組合上越ショッピングセンター 他1者
- 2 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
ア（変更前）協同組合上越ショッピングセンター 代表理事 多田 勇三
（変更後）協同組合上越ショッピングセンター 代表理事 山崎 勝己
イ（変更前）イオンリテール株式会社 代表取締役 岡崎 双一
（変更後）イオンリテール株式会社 代表取締役 井出 武美
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）スナップス販売株式会社 他32者
（変更後）株式会社キタムラ 他27者
- 3 変更年月日
 - (1) 平成31年3月1日
 - (2) 平成29年3月1日
- 4 変更の理由
 - (1) 設置者の代表者の変更のため
 - (2) 小売業者の出店、退店、名称の変更、住所の変更及び代表者の変更のため
- 5 届出年月日
令和元年8月26日
- 6 縦覧場所
新潟県産業労働部商業・地場産業振興課
（なお、上越市産業観光交流部産業政策課でも閲覧ができます。）
- 7 縦覧期間
令和元年9月13日から令和2年1月13日まで
- 8 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp